

## 公立大学法人静岡文化芸術大学職員の福利厚生制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第56条の規定に基づき、就業規則第2条第1項、第2項（期間契約職員及び非常勤職員に限る。）及び第3項（特任教授、特任准教授及び特任講師（就業規則第2条第1項第3号に規定する教員職員を除く。）に限る。）に規定する職員（以下「職員」という。）及びその家族の慶弔等について、福利厚生制度の一環として取扱うこととし、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(届出義務)

第2条 職員がこの規程による福利厚生制度の適用を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付し、別に定める様式により理事長に届け出るものとする。

(結婚祝金)

第3条 職員が結婚したときは、結婚祝金として40,000円を支給する。

(出産祝金)

第4条 職員もしくは、被扶養者（全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）に認定されている被扶養者に限る。）（以下「被扶養者」という。）が出産したときは、出産祝金として25,000円を支給する。

(入院給付金)

第5条 職員が引き続いて5日以上入院したときは、入院の初日から1日につき500円を入院給付金として支給する。ただし、公務災害により入院した場合は支給しない。

(傷病給付金)

第6条 職員が私傷病の療養のため休職し、協会けんぽによる傷病手当金の支給を受け、支給期間が満了した日の翌日以降なお引き続き休職したときは、6か月間について、勤務しなかった1日につき、給料月額に22分の1を乗じて得た額（10円未満四捨五入）（以下、「給料日額」という。）の3分の2に1.25を乗じた得た額を傷病給付金として支給する。ただし、給料が支給されている場合は、その額に1.25を乗じて得た額を控除した額を支給する。

(休業給付金)

第7条 職員が次の表の事由により欠勤し、給料が減額されたときに、社会通念上やむを得ないと理事長が認めた場合、それぞれの給付期間について、勤務できない1日につき給料日額に0.6を乗じて得た額を支給する。ただし、給料が支給されているときはその額を控除した額となり、また、傷病手当金又は出産手当金が支給されている期間内は支給しない。

事由	給付期間
被扶養者の病気又はケガのため欠勤したとき	欠勤した全期間
被扶養者でない、配偶者又は一親等の親族（子の配偶者を除く）の病気又はケガのため欠勤したとき	理事長が欠勤を認めた期間
職員の配偶者の出産	出産の日を含む14日
職員又は被扶養者の不慮の災害	災害発生の日を含む5日
職員の婚姻又は被扶養者の婚姻・葬祭	結婚式の日を含む7日
通信教育の面接授業	理事長が欠勤を認めた期間

（死亡給付金）

第8条 職員もしくは被扶養者が死亡したときは、死亡給付金として25,000円を支給する。

（弔慰金）

第9条 職員が不慮の災害で死亡したときは、給料の1月分に1.25を乗じて得た額を支給する。

2 被扶養者が不慮の災害で死亡したときは、給料の1月分に1.25を乗じて得た額の7割を支給する。

（災害見舞金）

第10条 非常災害により職員の住居、家財に損害を生じたときは、次の表の支給条件に応じて災害見舞金を支給する。

支給条件	給付額
住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	給料の3月分×1.25+給料の3月分×1.25×0.6
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	給料の2月分×1.25+給料の2月分×1.25×0.6
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	給料の1月分×1.25+給料の1月分×1.25×0.6
住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	給料の0.5月分×1.25+給料の0.5月分×1.25×0.6
住居又は家財の5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき	給料の0.5月分×1.25

2 床上浸水により損害を受け、上の表により損害の程度を判定しがたいと認めたとき。

支給条件	給付額
床上120センチメートル以上の場合	給料の1月分×1.25+給料の1月分×1.25×0.6
床上30センチメートル以上の場合	給料の0.5月分×1.25+給料の0.5月分×1.25×0.6
上記以外の床上浸水の場合	給料の0.5月分×1.25

(端数処理)

第11条 第6条、第7条、第9条並びに第10条の規定による支給額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(給付金の支給日)

第12条 この規程による給付金の支給日は、毎月末日に締切り、翌月の20日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日以外の日）に支給する。

(弔意又は祝意)

第13条 次の定めるところにより、弔意又は祝意をあらわすこととする。

(1) 職員の死亡

- ア 葬儀生花 公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）の理事長名又は大学の学長名
- イ 弔 電 法人の理事長名、大学の学長名及びその他必要と認める者
- ウ 弔 辞 法人の理事長名又は大学の学長名

(2) 家族（職員の配偶者及び1親等以内の親族（姻族については、前号の職員が同居している場合に限る。））の死亡

- ア 葬儀生花 法人の理事長名又は大学の学長名
- イ 弔 電 法人の理事長名、大学の学長名及びその他必要と認める者

(3) 職員の結婚

- ア 祝 電 法人の理事長名又は大学の学長名

(その他)

第14条 前条に規定する慶弔の実施にあたっては、次により取扱うものとする。

- (1) 葬儀生花を供えることができないときは、香料に替えることができるものとする。
- (2) 葬儀生花は1基とし、その価格の限度は概ね15,000円とする。
- (3) 葬儀生花は花輪、櫛（しきみ）などにかえることができるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第15条 法人以外の団体の職員の身分を有しつつ法人に派遣された職員については、第13条及び第14条の規定以外は適用しない。

(この規程により難い場合の措置)

第16条 特別の事情によりこの規程によることができないと理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(委任等)

第17条 この規程に定めるもののほか、福利厚生制度の適用について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月1日から施行する。